

1 開催日時

令和5年4月26日(水) 13:40～14:00

2 開催場所

道庁別館9階 第2研修室
(札幌市中央区北3条西7丁目)

3 出席委員

伊藤 実枝子 委員 (株式会社コンフィ 代表取締役)
大森 義行 委員 (札幌大学学長)
才原 慶道 委員 (国立大学法人北海道国立大学機構 小樽商科大学商学部教授)
田中 慎也 委員 (公認会計士)
成田 吉明 委員 (医療法人溪仁会 理事長)

4 議事

- (1) 公立大学部会長の選任について
- (2) 公立大学部会長代理の指名について
- (3) 北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施要領について

5 配付資料

- 資料 1 北海道地方独立行政法人評価委員会公立大学部会 委員名簿
資料 2 公立大学法人の評価について
資料3-1 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間評価実施要領 (案)
資料3-2 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間評価視点 (案)
資料3-3 中期目標期間(令和元年度～令和6年度)及び令和6年度業務実績報告書(案)
資料4-1 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間見込評価実施要領(案)
資料4-2 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間見込評価視点(案)
資料4-3 目標期間の終了時に見込まれる業務実績・令和4年度業務実績報告書(案)
資料 5 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間評価実施要領(案)、中期目標期間見込評価実施要領(案) 対比表
参考資料1 北海道地方独立行政法人評価基本方針
参考資料2 北海道公立大学法人札幌医科大学年度評価実施要領

6 議事内容

議事(1) 公立大学部会長の選任について

(事務局)

それでは、公立大学部会を開催いたします。

早速ですが、本日の予定議事、「1 公立大学部会長の選任」でございます。

部会長につきましては、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第7条第3項において、部会に属する委員の互選により選任することとなっております。

資料1として、公立大学部会委員名簿を添付しております。

つきましては、立候補候補又はご推薦がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(成田委員)

本委員会の副委員長に選任された才原委員を推薦いたします。

公立大学である札幌大と同様に、法令により大学の評価が行われている国立大学法人で教育・研究に携わっており、適任と考えます。

(事務局)

才原委員への推薦がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

<異議なし>

(事務局)

それでは、公立大学部会長は才原委員に決定いたしました。

これからの議事につきましては、才原部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議事(2) 公立大学部会長代理の指名について

(才原部会長)

ただ今、部会長に選任されました才原です。よろしくお願いいたします。

それでは、「(2) 公立大学部会長代理の指名」についてですが、前期から委員を務められております成田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

(才原部会長)

それでは、そのように決定したいと思います。よろしくお願いいたします。

議事(3) 北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施について

(才原部会長)

それでは、議事(3)「北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施要領」についてですが、この議事については、まず、事務局から説明を受け、委員の皆様からのご意見をいただきながら、審議を行いたいと考えております。

それでは、まず、事務局から説明願います。事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

札幌大の中期目標期間評価実施要領(案)及び中期目標期間見込評価実施要領(案)について、ご説明させていただきます。

本件の審議の経過であります。3月に開催した公立大学部会において素案をご審議いただいた際、修正等なしと決定したことから、この度、案として取りまとめ、本部会での審議を経て、この後の評価委員会に提出し、審議、決定いただくものです。

初めに、資料2をご覧ください。設立団体、公立大学法人、評価委員会の関係について図示させていただいております。

設立団体である道は、地方独立行政法人法の定めにより、中期目標を定め、法人に指示します。公立大学法人では、この中期目標の期間は6年間となっております。

法人は、これを受け、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けることとされており、また、6年間の各事業年度ごとに年度計画を定め、設立団体の長に届け出ることとされています。

評価委員会は、法人の業務実績について評価を行います。現在3つの評価が法で規定されています。

資料中段、「(1) 評価の種類」に記載のとおり、1つ目は、中期目標期間6年間の業務実績を評価する、中期目標期間評価です。これは、6年目終了後に実施するものであり、以後、期間評価と説明させていただきます。

2つ目は、中期目標期間の6年間のうち、4年目終了時点において、6年間の終了時に見込まれる業務実績を評価する、中期目標期間見込評価です。これは、4年目終了後に実施するものであり、以後、見込評価と説明させていただきます。

3つ目は、毎年度終了後に、各事業年度における業務実績を評価する、年度評価です。

また、「(2) 評価の実施時期」についてであるが、期間評価は令和7年度に、見込評価は、平成30年4月1日から地方独立行政法人法が改正されたことに伴い、新たに実施することとなったものであり、札幌大では、今年度に、法改正後初めて実施することとなります。

年度評価は毎事業年度終了後に実施します。

本議題においては、期間評価及び見込評価の2つの評価に関し、その方法を定める実施要領をご審議いただくものです。

また、見込評価は、6年間の中期目標期間の終了後に見込まれる業務実績について、4年目終了時点で、期間評価の達成見込を評価するものであることから、期間評価と見込評価は同一の視点で評価する必要があり、各実施要領を合わせてご審議いただきます。

資料3をご覧ください。期間評価の実施要領(案)となっており、資料3-1は実施要領、資料3-2は評価の視点、資料3-3は業務実績報告書の様式となっています。

次に、資料4をご覧ください。見込評価の実施要領(案)となっており、資料4-1が実施要領、資料4-2が評価の視点、資料4-3が業務実績報告書の様式となっています。

なお、期間評価の実施要領等の資料3-1及び資料3-2、見込評価の実施要領等の資料4-1及び資料4-2を対比させてまとめたものが資料5であり、これを基にご説明申し上げます。

資料5をご覧ください。左欄の中期目標期間評価実施要領(案)についてですが、第1期、2期の期間評価の要領から、その実施方法に大きな変更はございません。概略を説明いたします。

期間評価は、中期目標期間の業務の実績について、北海道地方独立行政法人評価基本方針に基づき、この実施要領で定めるところにより評価を行うこととなります。

「1 評価の方針」については、法人の中期計画の実施状況等の調査分析を通じて、中期目標の達成状況を評価することなどを方針としています。

「2 評価の方法」では、法人が行う自己点検・評価の結果を踏まえ、評価委員会が評価を行うことを定めています。

まず、「(1) 法人が行う自己点検・評価」については、「項目別実績」と「総括実績」について、法人が自己点検・評価を行い業務実績報告書を作成します。

次に、2ページの「(2) 評価委員会が行う評価」についてですが「①項目別評価」では、法人が行う自己点検・評価の結果について、業務実績報告書の検証及び法人へのヒアリング等を通じて、法人の自己点検・評価における妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、中期目標の評価委員会評価基準の表に記載のある判断基準(目安)に則り、中期目標の項目ごとの達成状況について評価を行います。

なお、基準欄はこれまで「非常に優れている」、「良好である」等の文言を使用しておりましたが、国立大学法人評価実施要領を参考に、今回は、「達成している」「達成状況が不十分」といった表現に改めています。

「②全体評価」については、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務の実績と中期目標の達成状況等について、総合的な評価を記述式により行うこととしています。

「3 主なスケジュール」は、年度評価と同様のスケジュールとしており、これも第1期、2期と同様ですが、要領に記載がなかったことから、今回、明記することとしたものです。

続いて、3ページ目の「評価の視点」についてですが、第1期、2期と同様、基本的視点と具体的視点で構成しています。

期間評価の実施要領の説明は以上です。

資料5の1ページに戻っていただき、右欄に記載のある、令和5年度実施予定の見込評価要領(案)について説明いたします。

見込評価にかかる実施要領は、期間評価実施要領を基本としていることから、左欄と相違している箇所にアンダーラインを引いており、当該箇所を中心に説明いたします。

「1 評価の方針」の、(1)では、中期目標の達成に向け、達成見込みを評価します。

(2)では、残る期間、いわゆる中期目標期間の残り2年間において、法人が解決すべき課題等の明確化を図るとしてあります。

「2 中期目標期間見込評価の方法」の「(1) 法人が行う自己点検・評価等」について、いつの時点で評価するのか、を記載していますが、地方独立行政法人法に規定されている文言を用いて「中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度終了時点において」とし、公立大学法人では、4年目終了時点となります。

次に「①項目別実績（見込）」の「ア」の記載では、「進捗状況と今後の達成見込み」について法人が自己点検・評価を行うこととし、また、「ア 中期計画の自己点検・評価」及び次の「イ 中期目標の自己点検・評価」の表の「基準」欄では、見込評価であるため、「～する見込み」、「～できない見込み」といった表現を用いています。2ページ目の右欄をご覧ください。「②総括実績（見込）」ですが、法人は業務実績だけではなく、今後の達成見込みについても業務実績報告書に記載するようにしました。

「(2) 評価委員会が行う評価」では、「(中期目標の評価委員会評価基準)」の表の「基準」欄を「進捗状況にある」や「進んでいる」もしくは「遅れている」といった表現としております。

「3 主なスケジュール」では、見込評価は、令和5年度に実施するため、左欄に記載している期間評価のスケジュールを時点修正しております。

次に、3ページ目も同じく右欄をご覧ください。見込評価実施要領の「評価の視点」についてですが、見込評価は、達成見込みについて評価を行うことを踏まえ、基本的視点では、主に「運営が進められているか」という表現とし、「具体的な視点」では、「進められているか」という表現を用いております。

以上が中期目標期間評価実施要領（案）及び中期目標期間見込評価実施要領（案）の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(才原部会長)

ただいま、事務局からの説明のありました本件につきまして、意見交換をしたいと思います。委員の皆様からご意見等ございませんか。

<発言なし>

(才原部会長)

それでは、ただ今ご審議いただきました案を、この後の評価委員会に提出することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

(才原部会長)

それではそのように決定し、本件についてはこれで終了いたします。全体を通して、何かご発言はございますか。

<発言なし>

(才原部会長)

それでは、本日の部会の議事については、全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

才原部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回評価委員会公立大学部会を終了させていただきます。

試験研究部会も終了しておりますので、引き続き、評価委員会を再開いたします。

(了)